

参加  
無料

# 「平成27年度食の安全・安心セミナー」

主催：北海道

## 「食品表示法に基づく食品表示制度」～食品表示法の概要と解説～

平成27年4月に、従来の食品衛生法、JAS法及び健康増進法の食品に関する規定を統合した食品表示法が施行され、食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度が創設されました。今年度の食の安全・安心セミナーでは、消費者や食品関連事業者を取り巻く食品表示制度が変更になったことを踏まえ、制度の概要やポイントに加え、食品表示制度の主な変更点として関心の高い、アレルギー表示の変更、加工食品の栄養成分表示の義務化、新たな機能性表示制度の創設等を中心に説明します。

### 日時・場所

平成27年8月21日（金）13：30～16：00

ACU大研修室1614

（札幌市中央区北4条西5丁目 アスティ45 16階）

### セミナー日程

●13：40～16：00（休憩10分、質疑応答含む）

#### 「食品表示法に基づく食品表示制度」

#### ～食品表示法の概要と解説～

（アレルギー表示・加工食品の栄養成分表示・機能性表示制度等について旧法からの主な変更点を中心に）

・講師 消費者庁表示対策課 職員



### 札幌以外の開催場所

○ 札幌会場に参加できない方は、次の会場でも開催しますのでお申し込みください。

室蘭会場：9月2日（水）むろらん広域センタービル	旭川会場：10月1日（木）上川合同庁舎
函館会場：9月9日（水）渡島総合振興局	北見会場：10月8日（木）北見芸術文化ホール
倶知安会場：9月15日（火）後志総合振興局	帯広会場：11月17日（火）十勝総合振興局
釧路会場：9月30日（水）釧路市生涯学習センター（まなぼっと）	

### 【お申し込み先・方法】

FAXまたはEメールによりお申し込みください。

- 宛先：北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課 表示・取引適正化グループ あて
  - FAX：（011）232-3640 Eメール：kansei.shouan1@pref.hokkaido.lg.jp
- お申し込みには、件名「食の安全・安心セミナー」、参加会場名、参加者氏名、住所、電話番号をお知らせください。

なお、複数人でお申し込みの場合は、代表の方以外は、氏名のみ全員お知らせください。

- お申し込みは、参加される総合振興局環境生活課でも受け付けております。

### 【お問い合わせ先】

北海道環境生活部くらし安全局消費者安全課 高田 電話：011-204-5216

Eメール：kansei.shouan1@pref.hokkaido.lg.jp

# 食の安全・安心セミナー 各会場共通申込書

環境生活部くらし安全局消費者安全課 表示・取引適正化グループ あて

FAX : 011-232-3640

Eメール : [kansei.shouan1@pref.hokkaido.lg.jp](mailto:kansei.shouan1@pref.hokkaido.lg.jp)

参加会場名：札幌・旭川・函館・北見・帯広・釧路・室蘭・倶知安

(いずれかに○を付けてください)

## 各会場申込期限

○札幌会場：8月14日(金)

○釧路会場：9月18日(水)

○室蘭会場：8月26日(水)

○旭川会場：9月24日(木)

○函館会場：9月2日(水)

○北見会場：10月1日(木)

○倶知安会場：9月8日(火)

○帯広会場：11月10日(火)

お名前	企業・団体名	ご住所	電話番号
(記載例) 北海道 太郎	北海道庁	札幌市中央区北3条西6丁目	011-204-5216

※事前にご質問がございましたら、下記欄にご記入をお願いします。いただいた質問については、当日、会場でご回答させていただきたいと考えております。

### ○質問事項

ご質問の内容	
--------	--

## 食品表示法とは？

平成27年4月に施行された「食品表示法」は、食品を摂取する際の安全性及び一般消費者の自主的かつ合理的な食品選択の機会を確保するため、JAS法、食品衛生法、健康増進法の食品の表示に関する規定を統合して食品の表示に関する包括的かつ一元的な制度を創設するものです。

本セミナーでは、食品表示法の概要とともに、食品表示制度の主な変更点として関心の高い、アレルギー表示の変更、加工食品の栄養成分表示の義務化、新たな機能性表示制度の創設等を説明します。